



Title	平安時代土地公証制度の研究序説：立券文書と在地
Author(s)	梅村, 喬
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2000, 40, p. 153-198
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/11153
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

平安時代土地公証制度の研究序説―立券文書と在地

梅 村 喬

はじめに

『平安遺文』などによって平安時代の文書を通観してまず気づくのは、土地の証判にかかわる、いわゆる立券関係文書が大きな割合を占め、地方史料全体にひとつの特色を与えていることである。

それらは、土地売買や譲渡、処分、寄進あるいは施入など、土地の領有権の移動に際して作成される文書であり、公権に裏付けられて実効性を獲得するという点において共通の性格を有している。当時、土地領有者の変更は、まず社会的に認知されて、不正な手続きによるものではないことを国司や郡司、刀祢などの証判によって証明される必要があった。後述する土地支証文書の文書目録や、証判を指示する中央官司や国司あるいは領家の下達文書なども含めて、平安時代にはこれら土地の認証手続きに係わる文書はひとつの体系を作っている。所領の安定的所持が概ね幕府の権威によって保証された中世の土地保証の方法Ⅱ所領安堵と著しい対称をなしていた。

いま、こうした土地の権利関係の変化を公的に認証する手続きを、現在の用語に準えて「公証」と呼び、公証を裏付ける古代国家の文書制度的な仕組みを「土地公証制」と名付けておきたい。土地公証は古く奈良時代に溯ることができるが、一〇世紀以降、荘園整理令が施行されてから、広く地方領主層（中小領主）の要求に沿って制度化され、中央領主（大領主）となる貴族や寺社、後には院庁などによ

って共同に利用されて一〇世紀以後、一三世紀頃まで地方政治経済史上に大きな位置を占めた。個別所有の未成熟な社会のなかで、地方の領主権は不安定であり、常時、侵害の危機にさらされていたため、公権の保証は領主権成立にとって不可欠の要件であった。

公証制の運用には、当初、国司・郡司・刀祢らの証判を獲得することを主な内容としていたが、荘園公領制の展開とともに、認証する主体も庄司を含む在地所司となるなど次第に変化が進んだ。これら平安時代中後期に展開した土地証判の制度とそれに伴う中央・地方の公証文書行政の全体を、「平安時代土地公証制度」と呼ぶこととした⁽¹⁾。

土地公証制度が平安時代中期において大きな位置を占めるようになった結果、中央政界の動向は速やかに地方に波及することになり、より強力な権威を求める風潮を地方領主の間に広げて行った。その意味で、本制度を理解することなくして平安時代の文書の性格のみならず、摂関・院政時代の政治支配の在り方を理解することはできないものと考えられる。

一方、これら公証制度の展開を通じて、「在地」という語彙が平安時代の地方社会に広がってゆく。在地は日本史、なかでも古代・中世史の歴史叙述に強い影響を与えてきたことはよく知られているが、その言葉の由来や成立の過程について考察されたことはなかった。その理由のひとつに、平安時代の社会経済史研究にこの土地公証という視角が欠けていたことにあると思う。

在地を実際の史料に即して検討すると、いままで解釈されてきた意義とは大きく異なる、公証制と密着した特有の用法をもっていたことが分かる。そこでまず、在地の語源を問題としながら平安時代土地公証制度の解明を進めるという方法で論を立ててみたい。

第一章 土地公証制度と在地呼称

以前、拙稿で「在地」の語義を検討した時、語源問題にまで言及する準備がなく、単に立券を要する土地を現地で確認する際、関係所司が坪付注文に「在地」という文言を実際に記入した手続きに根拠があるのではないかと推測するに止まっていた⁽²⁾。

いま時間を経て考えると、仮に「立証文言由来説」と名付けたこの解釈は間違っているとはいっても、なお深める余地が残されていたと思う。そこで、まず本章では在地語彙と在地成語の形成について検討の過程を記して、大方の批判を仰ごうとするものである。

在地は、一〇世紀の前期以降、一二、三世紀まで様々な成語を生み出していった。それらの初出時期を調査した結果(表一)によると、

表一 「在地成語」一覧

平遺は平安遺文，鎌遺は鎌倉遺文の略称

延喜13年 (913)	須遣彼此公驗在地之國郡	平遺1-208
延喜15年 (915)	依衙去九月十一日牒狀，令下却在地郡檢見當使所，即勘申狀	平遺1-213
延喜20年 (920)	以去承和十二年申下官省符於在地國，為傳法料已了	平遺1-217
承平2年 (932)	百姓口分，班給在地鄉々，因茲當鄉調絹，為例付徵鄉々堪百姓等名	平遺1-240
天慶3年 (940)	(売券案) 在地公驗	平遺1-247
天慶9年 (946)	愁申於太政官，其時被下務在地郡司，科中祓一向奉寄之由	平遺1-255
安和2年 (969)	請特被加隨近并在地國郡刀祢等證判	平遺2-302
貞元2年 (977)	在地刀祢	金沢文庫藏「法曹類林」断簡
正暦2年 (991)	去年三月十三日宣旨，在地國司辨定言上	平遺2-350
長保2年 (1000)	諸事糾決……在地官司若刀祢衆證者，相共可定也	「權記」同年7月21日条
長保5年 (1003)	被下知在地府司，依例勤仕	平遺9-4599
寛弘7年 (1010)	加署名在地山城國葛野郡山田鄉隨近	平遺2-454
長久2年 (1041)	在地證判／在地之證署	平遺2-588
永承3年 (1048)	殺害於人則奪取其財物在地愁狀顯露	平遺3-659
天喜4年 (1056)	在地司并氏人等，加署證之	平遺3-624
承保3年 (1076)	(大和國高市郡司并在地刀祢等解 署名) 在地住人等	平遺3-1134
承暦3年 (1079)	(某庄立券文) 領所申請在地公民等	平遺3-1166
寛治2年 (1088)	名張郡定使解……在地古老者召問子細之處	平遺4-1261
寛治3年 (1089)	在地別當官，可停止……不當妨	平遺4-1275
承德2年 (1098)	庄司等到著正道私宅，不令知在地封司	平遺4-1396
承德3年 (1099)	(無実，謀計) 在地近辺諸人所見聞也	平遺4-1406
康和元年 (1099)	在地人等勸注文……成願寺伝領之所申，頗有其謂歟	平遺4-1417
康和5年 (1103)	任沽券并在地郡司・図師・隨近等署判	平遺4-1512
長治元年 (1104)	被下宣旨并給於官使，在地氏人等被令沙汰者	平遺4-1615
大治元年 (1126)	(尊勝院文書目錄) 一通 同年十二月三日在地立券	平遺5-2078
大治5年 (1130)	在地紛失狀，細々載四至	平遺5-2078
永治2年 (1142)	在地所司，加署判	平遺6-2456
仁平3年 (1153)	依在地明白，各加署判	平遺6-2782
嘉応元年 (1169)	調度文書等者，為盜人被取失在地顯然	平遺7-3509
治承4年 (1180)	為後日沙汰，在地庄官等加判	平遺8-3938
元久元年 (1204)	在地家人等加署	鎌遺3-1446
承元4年 (1210)	在地明鏡	鎌遺3-1847
〃 (〃)	在地炳然	鎌遺補遺578
文永5年 (1268)	在地沙汰所 (之御證判)	鎌遺13-9848

本表を作成するに当って，近藤毅大，市大樹の二氏から史料上の教示を得た。

主だった在地成語は鎌倉幕府の成立以前、平安時代の中後期にほぼ収まっていることが分かる。これは在地の本来的な意義を考えようとする場合、まず第一に留意しておくべきことと思われる。

次に表を閲覧すると、そのなかには、在地国、在地公驗、在地郡司、在地刀祢、在地官司、在地随近、在地住人、在地所司、在地庄官など公証手続きに直接係わる組織や公証主体に冠して用いられる場合が多く見られ、また、在地証判、在地愁状、在地立券、在地紛失状など、公証手続きや文書形式に付される語彙も見られる。他方で、在地国(郡)、在地郷々など、公権を執行した行政主体に付して使用されたと思われる用法や、さらに後には、在地明白、在地顯然、在地明鏡、在地炳然など支証文書の慣用的書き止め文言として使われる傾向も伺われる。

在地史料のなかには収取や検断行為に係わると思われる用法も散見されるが、それらは公証的用法から派生したと考えられるので、その検討は他日を期すこととし、ここでは、使用範囲を拡大してゆく「在地」に共通する意味、またはその原義を探ることから始めてみようと思う。

後述するように、在地の語は一〇世紀初頭前後に成立したものと考えられる。しかし、史料上これだけ広汎に用いられた語句がある時突然始められ普及したと想像するのは困難で、社会的に認知されていた何らかの実態を表す概念や語句があつて、一定の歴史的条件下で公証関係の語句に取り入れられていったと見るのが自然であろう。その反面、これほど広い用例をもつ名辞に余り複雑な成立の原因を想定する必要はないとも感ずる。ただし、その場合でも、従来、漠然と予想されてきたような、一般的な社会用語としての「在地」なる言葉が古代社会に広く流通していたと考えるのもむづかしいと思われる。何故なら、用例を辿ったとき、公証制度という枠組みを離れて在地の語彙なり成語の用例がほとんど見られない上に、社会用語という解釈では、なぜ一〇世紀以前に使用の事例が検出されないのか、論理的に説明することが容易ではないからである。

一方、在地史料の在り方から見て、編纂史料や記録類にはほとんど所見がなく、以下に紹介するような土地領有の支証行為に深く関わる文書史料上の、しかも公証という文脈のなかで専ら使われるという傾向をもっている。さらに平安時代後期から鎌倉時代にかけて、「在地」に主な素材を求めているはずの各種の編纂物、例えば『今昔物語集』『吾妻鏡』『鎌倉幕府法』などにはほとんど使われていないか、皆無であることも、この語彙の性格を考える上に無視できない一面であると思われる。

これらの点から、在地は平安時代中期頃に成立し、朝廷に連なる公権を裏付けにもつ土地公証の過程に深く関わって普及した歴史的な名辞であつたとまず仮定してもよいであろう。

以上のことを念頭におきながら、実例に即して「在地」の語彙としての成立の問題を検討してみたい（史料傍線は筆者、以下同じ）。

史料①

今木御庄坪付

在添上郡東七条二里十〇十二〇十五〇十六〇神田

三里七〇八〇九〇十〇神田、十一〇、

十二〇神田、〇三〇十四〇十五〇、

十六〇在地、十七〇在地、十九〇在地、廿一〇在地、

廿二〇神田、廿三〇在地、社田并社敷地、廿四〇社敷

地残田、廿五〇社敷地、廿六〇敷地残神田、

廿七〇社田在地、廿八〇在地、廿九〇一〇一〇一〇二〇

一〇三〇、一〇四〇在地残神田、一〇五〇在地残社、

一〇六〇神田残敷地、

右件坪付案文、進上如件、以解、

寛弘九年三月十一日

（一〇二二）

惣行事郡（草名）

今木御庄坪付

案

合拾陸町捌段也

在添上郡東七条二里十坪、十二坪、十五〇、十六〇、

三里七〇公田、八〇公田、九〇公田、十〇社田、
 十一〇公田、十二〇社田、十三〇公田、十四〇公田、
 十五〇公田、十六〇在^{（マ）}地、十七〇在^{（マ）}地、十九〇在^{（マ）}地、
 廿一〇在^{（マ）}地、廿二〇在^{（マ）}地并社敷、
 廿四〇社田残敷地、廿五〇社敷地、廿六〇社敷地、
 廿七〇社田残在^{（マ）}地、廿八〇在^{（マ）}地、廿九〇公田、三十〇公田、
 卅二公田、卅三〇公田、卅四〇地残社田、
 卅五〇在地残社田、卅六〇社田残敷地、
 四至 東限卅六―東畔、南限穴久理社南畔、
 西限六―西畔、北限菟足社北東西行堤^{（三）}

史料①は、大和国添上郡に所在した東大寺大僧正雅慶の房領今木庄に係わる坪付注文である。本庄園については、既に多くの論者が取り上げているが、ここでは、在地語彙解明の貴重な手掛かりを与える史料として解読してみたい。

今木庄は東大寺の南部古市の地にあって、以前から東大寺領春日庄や、興福寺と繋がる地元の菟足社などと土地をめぐる争いを繰り返してきたが、寛弘年間、東大寺別当を務めた大僧正雅慶は、菟足社神主藤井幹高の庄地寄進を機に添上郡司に要求してこれを自らの房領・今木庄として立券させ確保しようとした。（第二章後述）

雅慶側が郡司（惣行事郡某）らによる坪付勘注と称するものが本文書の前者である。後者は内容から刀祢の坪付に当てられているが、「案」とあり特に刀祢の署名はなく断定が困難であるものの、文脈から判断してその可能性は高いものと思われる。また、後に、東大寺所司の諮問に対して当郡司らが雅慶から派遣された使者の強要によるものと答えているように^{（四）}、内容それ自体が真に現地に則する坪付注文であったかどうかや疑問の余地も残るが、当時の坪付勘注の実態を観察することができるとは十分な史料であることに違いはないと思われる。ところで、本坪付で最も注目され、また、従来、必ずしも十分な解釈を与えられてこなかったのが各坪に九箇所ほど記される「在地」の書き込み（史料傍線）である。^{（五）}

これらの「在地」については、坪付上に①社敷地、神田（社田とも記す）、公田などと併記されていること。②雅慶の要請に対する坪付注文であること。③それが後に房領の根拠とされ、「定文」と呼ばれているものに当たらしいことなどから、条里の各坪における雅慶所領に関わる認証文言として付されたものと見てよいであろう。つまり、添上郡惣行事郡某は雅慶の要請をうけ、刀祢とともに房領に「在地」の確認証明を行い、署名の上で、雅慶のもとに届けた文書と思われる。これが次に「房領立券」⁽⁶⁾とか、「郡司刀祢定文明白」⁽⁷⁾などとして、雅慶が自己所領の根拠として強調した在地の郡司（と刀祢）の証判に外ならない。前述したように、本文書には発行の背景に雅慶側の強要めいた圧力があつたことが対抗する東大寺側から指摘されているが、一々坪付勸注を行うことによつて在地確認を進めるといふ、現地における認証過程の実態をとどめる史料と見ることは許されよう。そこで問題は、ここに付された「在地」の語彙は何に由来するのかということである。同じく東大寺領の春日庄に係わる、一〇世紀末期の四つの文書に則して検討してみたい。

史料②

大和国添上郡大岡中郷刀祢等解 申請 勸修寺長官上綱御房御牒事

合壹枚 被載可任公驗立券家地并依土風例定進便宜要門等之状

在京南五條五里一坪地參百歩者 定進便宜田九段三百歩

同條四里卅六坪八段、五里一坪三百歩在地、二坪一段

右、今月十一日御帖今□□来請偁、件地買得房名領掌、□為令立券

帖送如件、宜察之状、且任公驗立券、且依土風例、定便宜要門報示、

不可延怠者、依御帖旨、定便宜要門、立券言上既畢、仍注事状、以解、

寛和三年二月十三日 大岡中郷刀祢紀「胤連」
(九八七)

大鳥

紀「利連」

縣

神服「安望」

散位高岡「滋行」

藤原「有正」

蔭子藤原

「郡判

惣行事正六位上郡（草名）

」

（添上郡印三〇余あり^{（8）}）

史料③

謹解 申賣進家地立券文事

合参百步 在大和国添上郡京南五條五里一坪之内

四至 限東故定春地 限南公田

限西公田并畔 限北僧敬湛地

便宜田

五條四里卅六坪八段、五里一坪三百步二坪一段

右家地、從丸部犬平之手、充価直稻貳佰束、常地買得領掌矣、而依有要用、充本直賣進勸修寺別当上綱御房既畢、仍録賣買兩人并保證署名、立券文如件、以解、

寛和参年正月漆日 賣人高橋朝臣「経二」
（九八七）

買人

保證刀祢

紀「胤連」

大鳥

紀「利連」

縣

神服「安望」

散位高岡「滋行」

藤原「有正」

蔭子藤原

「郡判

惣行事正六位上郡（草名）

「（添上郡印三〇余あり）⁽⁹⁾

史料④

謹言 請家地直稻事

合貳佰束 在添上郡京南五條五里一坪之内

右家地直稻、依員所請如件、

寛和三年正月七日 賣人高橋朝臣「経」⁽¹⁰⁾
(九八七)

史料⑤

勸修寺別當律師房充行家地事

合参佰歩 在五條五里一坪之内

右家地、依可領掌之由愁申、仍相副本公驗等、

永充行慶泉大法師既畢、如件、

永延貳年三月十日

(九八八)⁽¹¹⁾
行事大法師（草名）

史料②は、大和国添上郡大岡中郷の刀祢らが、勸修寺上綱御房が買得した「京南五條五里一坪地三百歩」の立券の要請に対してこれら

の確認を行い、郡判も付して返却したものである。刀祢判が旬日をおかず、勧修寺御房が要請した寛和三年二月十一日から僅か二日後の十三日に出されていることも注目されるが、このように郡司・刀祢らが国司を経ることなく直接に領主からの立券要請に応えるという公証の体制が採られていることには改めて注意しておきたい。

その際、勧修寺からの申請の御帖が、「被_レ載可_下任_三公驗_二立券家地_一并依_三土風例_二定_上進便宜要門田等之状」と引用され、立券を求める家地と、「土風例」により定進する「便宜要門田」とから成っていたことが記されている。これに対して、本証文は、「定進便宜田九段三百歩 同條四里三十六坪八段、五里一坪三百歩在地、二坪一段」と記しているのである。この「在地」を包括する便宜要門田がいかなるものかは、先学の検討によっても判然としないが、本史料を検討された泉谷康夫氏の見解に従い、⁽¹²⁾公田に属しながらも家地や家屋に付帯しているため私的用益が土地の慣習上認められていた田地」と解しておきたい。便田と家地を区分するという他に例のない記載様式をもつこの立券文書において、特に立券を求めた家地「五里一坪地三百歩」に対してのみ、「在地」と記してあることに注意したい。即ち、立券申請の対象とされる土地（即ち「在……」表示の箇所）に対して大岡中郷刀祢らの立券文書は「在地」としているのである。これは、刀祢らが現地に臨んで売却地の確認行為を行ったことを示唆するものと見てよいであろう。

史料③は、一ヶ月少々前、当該の家地三〇〇歩を高橋経二が勧修寺御房に稲二〇〇束で売却したことの立券を、売人・買人と保證刀祢らが郡司に申請した文書である。やはり同様の添上郡判が付されるが、ここでも便宜田を除いて売却された家地について立券がなされ、三〇〇歩の家地が、「合参百歩 在大和国添上郡京南五條五里一坪之内 四至 限東故定春地 限南公田 限西公田并畔 限北僧敬湛地」と土地と条里・四至記載で表わされている。

次に史料④、同所の家地価直請文では、「在添上郡京南五條五里一坪之内 右家地直稲……」、史料⑤の充行状では、「在五條五里一坪之内 右家地、依可領掌之由……」と表され、共通して「在……家地……」という定型的文言が加えられていて、土地公証文書に特有の様式を示している。

さて以上のように、諸史料を勘案した場合、導き出される在地とは、諸種の立券申請文書の上に決まって記された公証の対象たる田地や家地などの所在を、「在……四至……其地……」、また「某地……在……四至……」と表示した箇所（立券対象地の所在表示）そのものに該当すると解するのが最も素直な理解ではないかと思われる。

即ち、史料①において、刀祢や郡司が坪付に「在地」と付したのは、郡司あるいは刀祢が現地において坪々を勘注する際、領主（この場合は東大寺大僧正房雅慶）の立券申請文書の所在表示「在……地……」の箇所を照合し、その結果を坪付上に「在地」と注記したものでなからうか。そのように推定してみると、さらに次のような史料を加えることができる。

史料⑥

謹解 申売買家地立券文事

合家地貳町

四至 限東石墓八木寺地 限南公田

限西公田并桜井家主地 限北同家主氏山

在高市郡東卅条一里卅三坪一町 二里五坪一町

便宜要門田貳町参段漆拾歩

同条一里卅八坪六段三百卅歩、卅三坪四段九十歩 在地、

二里四坪一段百四十歩、五坪三段三百歩 在地、

八坪一反二百八十歩、十七坪五段、

右件地、弟子僧頼昭、以先年日向国下向之時、所借具

大日経疏并卷・護摩要書十余卷并法服一具、

又可借預出挙物等之代、所令渡得也、年来領掌、

更以無妨、而今為宛造佛造作料、以絹参佰正宛

価直常地賣與興福寺僧慶義既畢、仍勒売買

兩人并保證刀禰郡署名、立券文如件、以解、

永保二年五月七日 專賣人僧 在判
(一〇八二)

買人僧 在判

一通 承保年中立券、四至同前、

一通 康平二年三月十六日券、同、

一通 康平四年閏八月廿一日券、同、

一通 寛弘二年三月 日券、同、⁽¹³⁾

十一世紀後半、大和高市郡の家地売買にかかる立券申請であるが、絹三〇〇疋で興福寺僧に売った二町の家地の所在を、「在高市郡東卅条一里卅三坪一町 二里五坪一町」と所在を明記し、「便宜要門田貳町参段漆拾歩」の便田を併せた本文坪付を「同条一里廿八坪六段三百卅歩、卅三坪四段九十歩 在地、二里四坪一段百四十歩、五坪三段三百歩 在地、八坪一反二百八十歩、十七坪五段」と記している。申請した二町から大幅に減じているものの、申請の三十条一里三十三坪と二里五坪の当該箇所にもみ「在地」の表示があり、在地が立券申請文書の該当箇所に付された認証文言であるとの推定に矛盾しない。

別の角度から、一〇世紀前期の史料によってこれらの点を検討してみると、

史料⑦

故追捕長美作廣前男眞生等解 申進永年治田立券文事

合陸町貳段

直稻壹仟貳佰肆拾束

阿自井圖三里三坪五段 同里四坪五段

同里二坪五段 字椿田者

浦田八圖九里七坪三段 同里十六坪二段

九圖八里卅二坪九段百八十歩 同里卅三坪九段百八十歩

同里卅八坪三段 九里五坪四段

九里六坪四段 十圖八里十七坪五段

十圖八里八坪三段 同里九坪四段

同里十六坪三段 同里十七坪二段

右件治田、故父廣並存生之時、坪付進上於帥御館、而今不立在地公驗、其身死去、方今依故廣並解文、被給即帖、仍為蔭孫正六位上源朝臣敏名立券所進如件、但去年十一月十一日勘定陸町伍段也、而件六町五段之内、十圖八里十九坪三段、依大分寺所領公驗明白也、所減如件、仍注事狀、以解、

天慶參年參月貳拾參日 從八位上右近衛美作真生
(九四〇)

美作利明

判

大領 關

少領 關

檢校穗波吉志 在判⁽¹⁴⁾

美作廣前（並）の男美作真生・美作利明らが治田六町二段を蔭孫源敏に売却するに当たり、帥の御館に坪付のみ進めて「在地公驗」を立てないまま、父が死去してため改めて立券を穗波郡司に提出し証判を受けたものである。同日、穗波郡司は源敏より本主から伝わった本公驗を加えて家地・林・治田買得の立券を受け、使者とともに公驗を引検し公驗を証している。⁽¹⁵⁾さらに旬日をおくことなく、源敏はこれらを觀世音寺に施入し、寺はこれらの田地調物・預人の臨時雜役免除を筑前国衙に申請したことが知られる。⁽¹⁶⁾売却といっても觀世音寺への施入により、領主らが臨時雜役など負担の免除を図ったというのが実態に近いと思われるが、「在地公驗」はこの土地買得や施入の都度、土地とともに相手方に渡されているのである。

この場合、父の代には行われず、今に源敏の名に立券したという在地公驗の指しているものが、売地六町二段の所在坪付を付し郡判を得た本文書そのものであると思われる。従って、この場合の「在地」も、やはり証判の対象たる土地・家地などの所在表示箇所を指しているとは解さざるをえない。

いま管見する限り「在地公驗」という成語は他には見られないが、類似の用法に次のような「某地公驗」という用語がある。

史料⑧

充行家地公驗事

合肆枚 一枚本券文 一枚行文

二枚處分帳

地員貳段貳佰步

在大和国葛下郡廿二条三里十八坪一段、東南角、

右、故伯父平田宿祢全扶丸得分地也、而賜福刀自子已了、

同郡廿四条三里廿五坪一段、廿六坪二百步 件坪三男處分了

右、故親父賜地公驗也、

右件家地公驗、依有教、甥同姓高雄永年度行如件、

延喜十一年三月廿三日 姑平田宿祢福刀自子
(九一二)(署名略)¹⁷⁾

姑平田福刀自子から甥平田高雄へ地二段二〇〇歩の家地公驗四枚の引き渡しが証された充行状であるが、二十四条三里二十五坪一段、二十六坪二百歩の地について父親から賜った土地の「賜地公驗」という文言が見える。この「某地公驗」の表現は史料上にしばしば見られるが、次の史料などから、所在表示に記された土地（この場合は家地）に関する証明という意味で使われていることは間違いない。

史料⑨

秦阿彌子解 申進申文事

可以後日進向参佰歩本公驗等状

在添上郡檜中郷五條五里一坪

右地公驗、置交於雜書之中、忽以不求得□、須以後日求取進向、不敢延怠、謹以解、

天曆八年五月八日 秦阿彌子 左人指末
(九五四)

「 実也、仍加署名、刀祢

（署名略）¹⁸

この「地」が指すものも、添上郡檜中郷の五條五里一坪に所在する土地三〇〇歩の意味であることも間違いない。次の売券は、所在表示と公驗との関係をさらに明示している。

史料^⑩

謹解 申売買家地立券文事

合壹佰貳拾歩 四至 限西北公田、限東縣犬養眞葛地、

限南畔

在葛下郡井四條三里井五坪

右件家地、賜故親父當国大掾正六位上平朝臣秀行之處分地矣、而以稻壹佰参拾束充価直、與賣置始連弟連既畢、仍勒賣買

兩人并保證署名、立券文如件、以解、

天曆五年五月十一日 專賣人石見掾正六位上平朝臣「忠信」
（九五二） 買人置始連「乙連」

保證刀祢

倉門「能果」

當麻

平 「忠明」

藤原「好胤」

前土佐掾伴「秋範」

不堪進向井四條三里井五坪地本公驗等狀

右、須件地副本公驗沽進、而依載他坪々并同券之内他人沽與、不堪進向、若立券文之日有疑者、須將進向之、

天曆五年五月十一日 石見掾平「忠信」⁽¹⁹⁾

平忠信が置始弟連に売った、葛下郡二十四條三里二十五坪に所在する家地一二〇歩についての立券文と、相手に同地公驗が渡せないことを弁明する同日付けの添付文書である。後者に、「廿四條三里廿五坪地本公驗」とあるように、本公驗の証明するものが売地の所在表示された条里坪付に該当することを説明していて、前段の説明を裏付けている。

このように、公驗は立券されるべき対象地に密接に結び付いて用いられることが多く、在地の語彙が成立した一般的背景を示唆するものともなっている。

従って以上諸点から、在地とは、各種立券文書のなかで、所在表示に記した証判の申請箇所を指称するのに用いた名辞であったと理解するのが妥当であろう。そして、土地公証制度の運用のなかでは、指称として用いられる新しい語彙が実際に必要とされる状況が存在していたと思われる。「在地」表示は、広く売券、相博状、質渡状、譲状、処分状、寄進状、施入状、紛失状などの各種の立券申請文書に必ず付記された部分であり、また申請文書に限らず、証判の執行を指示する官符や省符、国符、郡符、あるいは領家の牒など下達・連絡文書においても記載された部分でもあった。

これら在地が、他の語句と結合して「表一」に示したような在地成語として応用範囲を広げ、現地において認証手続きが進められる時に、公証行為に携わる職務・組織、また公証の対象となる土地の所在する行政区域などに冠して使用され、そうでない場合と意識的に区別することが行われたと考えられる。考察の機会を次回に譲るが、「地頭」の語が同じく公証制度の中から成立してきた名辞であるように思われること。また、日本のように土地の所在表示に根拠を与えた条里制度（方格地割）の発達を見なかった中国や朝鮮において、今のところ在地語彙の所見のないことも消極的な傍証となるのではなからうか。⁽²⁰⁾

在地国司、在地郡司、在地刀祢、在地国・郡・郷などは、そうした公証の主体と結びついて成立した在地成語と説明できる。一方で、公証の客体、対象となる領主や村などに在地を熟して使うことがないことも、以上の点から解釈できるのではないか。さらに、時代が下って、公証主体の範囲が庄司・柚司など現地所司にまで拡大するにつれて、在地成語の範囲も次第に多様化し、公証に携わる職務従事者の一般的な指称にも使われて、在地住人、在地古老、在地人などといった用語も派生していったと考えられる。

但し、これらは公証上の用語としての在地と在地成語の成立であるとしても、所在表示そのものは平安時代中期を溯る奈良時代の立券文書から既に存在していることは、八世紀後半にかかる、次の史料①②の例に見るようによく知られている。奈良時代から十一世紀初頭までの立券申請文書広く現れる「依式欲立券」の定型文言から考えても、立券文書が一定の書式に基づいて作成されていたことは間違はなく、また所在表示自体も、既に奈良時代に立券文書の必須の記載事項となっていたことが認められるのである。

史料①

十市郡司解 申立賣買地券事

合地二區 並在十市郡池上郷

一區地参段 在板倉壹宇 板屋参宇

東限朱雀路、南限廣長口分田、

西溝井小道、北車持朝臣仲智地、

右、左京七條二坊戸主息長丹生真人廣長貢地者、

一區地肆段、在草葺屋壹宇 東限朱雀路、南限息長真人廣長地、

西溝小道并十市郡池上郷忍海連力士家、

北十市郡池上郷小赤臣真人口分田、

充價錢陸仟文、

右、右京伍條二坊戸主正八位上車持朝臣若足戸口從五位下車持朝臣仲智沽地者、

以前、得廣長等辞状備、絶上地常根、沽与東大寺布施屋地已訖、望請、依式欲立券文者、郡矣勘問得實、仍勒沽買兩人署名、立券如件、以解、

天平寶字五年十一月廿日

(七六二)

息長丹生真人廣長

(署名 略)

郡司擬大領外正七位下忍海連法麻呂

擬主帳无位大伴大田

「国判立券参通、一通留国、一通置郡、

一通置寺家、

天平神護元年八月十六日 正七位下行大目馬毗登「夷人」

從五位下行介息長丹生真人「大国」 正七位行少掾掃守田毗登「馬養」⁽²¹⁾

史料^⑫

六條令解 申賣買家地立券文事

合家地壹處 長十五丈広十丈 在三坊、長岡京

右、得左京六條一坊戸主從八位下石川朝臣今成戸口

正六位上石川朝臣吉備人解狀稱、己家地以錢伍貫陸佰文

充価直、賣與右京四條三坊戸主御山造大成戸口同姓少阿麻女已訖、

望請、依式欲立券者、令依申狀勸覆知實、仍勒兩人署名、以解、

賣人兵部大丞正六位上石川朝臣「吉備人」

買人御山造少阿麻女

保証人

巡察彈正正六位上石川朝臣「弟勝」

隼人司佑正七位上石川朝臣「清嶋」

延暦七年十一月十四日

(七八八)

右京職判券貳通(一通職案、一通給買人) 依本券行、

正六位上行少進勲十一等大伴宿禰「眞直」

正六位上行少進勲十一等佐伯宿禰「瀧万呂」

正六位上行大属勲七等飯高宿禰「忍足」

正六位上行少属別臣「総万呂」⁽²²⁾

とすると、在地や在地成語が立券書式中の文言に言語上の根拠をもつにしても、これを歴史的名辞と見る限り、その成り立ちは、奈良時代から引きつづいて準拠された書式自体のなかに求められるべきではなく、言語を取り巻く歴史環境の面から、在地の語句に則している、現地での公証の在り方から検討してみる必要がある。

実際、指称としての在地の成立には、領主からの使者が現地に派遣されて公驗の対検を進めるといふ、平安時代における土地公証の構造や運用の方法が深く関わっているように思われる。次章では、現地への「使者」派遣と在地の坪付勘注の問題を取り上げてみたい。

第二章 坪付勘注と使者派遣

再度、史料①の今本庄をめぐる問題に立ち返ってみたい。

雅慶の房領たる本庄の争点のひとつが、雅慶がいち早く在地坪付の勘注文を添上郡司等から取り付けた点にあったことは先に触れた。

それは、雅慶が、先立つ寛弘八年（一〇一一）十二月、直接、大和国添上郡司にあてて本公驗と調度文書を副えて使者（威儀師 從儀師 雲晴）を派遣し郡司刀祢の証判を要求していたことによる。⁽²³⁾

しかし、その後も東大寺春日庄側からの異論申し立てが止まらないため、雅慶は「早々両方使一所至合、定糺宜歟、早々以正直人明日可令馳下之」「早以正直使下、令此使相共勘糺」と述べて、また東大寺使者が無道に刀祢らを勘責することがないよう、東大寺と房使が道理に従い共に定めるのがよいと東大寺に提案している。⁽²⁴⁾

さて、この経過に現れているように当事者が現地に使者を派遣し対検するという方法は、一一世紀の、比較的領所が近在にある本件のような事例だけに限られるものではなく、平安時代中期以降の土地紛争の際には広く行われた公証上の慣行であったと思われる。

延喜十一年（九一一）の東大寺上座大法師慶賛愁状と『平安遺文』に名付けられた文書では、慶賛は伝えられてきた家地三段、墾田四段一〇〇歩が、自己の墾田であるとの元興寺僧玄阿法師の主張と対立した際、次のように述べる。

仍年頃以彼公驗、経愁刀祢并郡衙、隨即彼此公驗、可勘校之状、下符條司、隨即公驗可相向之状、牒送玄阿大法師、而件玄阿大法師左右遁避、不向公驗、暗領地頭、其由在條司并刀祢日記文⁽²⁵⁾

ここで、慶賛が刀祢・郡司に申請して、侵害した玄阿法師のもつ公驗同士の勘校を求め、(即彼此公驗、可勘校之状、下符條司)これに応じた郡司が在地所司たる條司に同じ指示を下すものの、(隨即公驗可相向之状、牒送)一方の玄阿は公驗による手続きをとらないまま(不向公驗)一方的に現地を占取したため郡司へ訴えを進める。

これに、刀祢らが、「慶賛大法師者公驗持向也、彼玄阿大法師者公驗无相向、又以今年三月十六日、又可公驗向之由重申送、而猶不出」と、慶賛提出の公驗により国郡判が明白であると署判を加え、刀祢判に基づいて郡判が与えられたのである。

本文書には欠字があり文意のたどれない箇所もあるが、現地における紛争当事者双方の持参する公驗の対勘が紛争解決の基本的手段とされている構造は、先に見た今木庄の事例に酷似している。

次に、「表二」在地成語の最初に挙げた「在地之国郡」は、いま管見の限りでは在地の初見史料である。

史料^⑬

此難定、須遣彼此公驗在地国郡、依實辨糺、未然之間不能返納、乞衙察之、以牒、

延喜十三年三月廿三日 知家事八戸「善根」

令長岑「貞□」

書吏勝

代前山城大目土形

書吏闕

御監散位深江「忠人」⁽²⁶⁾

史料が完存せず判然としないが、他の関係文書と勘案すると、内容は按察使藤原有実の家令長岑某らが、東大寺内部の失策から売却されてしまった因幡国高草郡高庭庄田の返却を求められたことに対する一種の抗弁書であったことが知られる。ここで、按察使家は「在地国郡」に対して双方から公驗を取り寄せて勘検すべきことを主張し、それが未だ実現しない限り東大寺の要求には応じられないことを述べている。この強気の主張の背景には前領有者の晏子内親王家から公驗とともに正規に買納したもので国郡による立券がなされていたとの裏付けがあったらしい⁽²⁷⁾。即ち、ここでいう「在地国郡」とは公驗を対検するための場として捉えられており、この場合もやはり公驗が

東大寺・按察使家両者の使者によって現地にもたらされ、突き合わされるという公証手続きを前提として論ぜられているのである。

ここでいう「在地国郡」が前章に述べた、争点となつている高庭庄田の在地が所在する行政地域を指していたことは確実であろう。

以上のように見てくると、勘検のため保持している公驗を現地に持参するという公証行為は広く土地制度上の約束事として当時の社会に存在しており、按察使家もその手続きの執行を求めていたものと考えられる。

いま一度、東大寺寺領春日庄をめぐる問題であるが、正暦二年（九九一）三月十二日の東大寺あての大和国使牒では、興福寺が上記の田に菟足社・喜多院領田が入っていることを理由に、寺人を耕作下種させたため、東大寺は、このような場合、「寺家司與社司相共、依公驗可糾定」「対向彼此公驗」することを太政官に申請し、官は大和国司に、そして国司は郡司に「官人并使相共、且臨田頭、且対檢寺社所領公驗等、依実任理辨定」との命令を出している。⁽²⁸⁾ここでも、官人、即ち太政官からの使者と国使とが田頭Ⅱ紛争の現場たる田地に臨んで両者の公驗が対檢されるという手続きが指示されているのである。

この二日後の三月十四日、同じく国使は東大寺に牒を送り、「隨身国符今月十三日到着在地、即可被出各公驗対向之由、牒送両寺」したものの、興福寺は正規の公驗を持参せず、菟足社も理由を立てて応ずることなく、結局、東大寺提出の公驗のみでは判断を下せないと弁明している。⁽²⁹⁾ここでは、前者で「臨田頭」とされたものが「到着在地」と述べられ、恐らく二者は同様のことを繰り返していると見てよいであろうから、争論の田地あるいは現場で、国使が郡司による坪付勘注を指示しているのは、公証に伴う対檢の実態に沿った行政手続きと思われる。しかも、「但候公家裁定之間、其坪坪田、暫不可令耕作件社寺人々者」とあり、在地対檢の一方で公家の裁定のことに触れている。つまり、現地における在地公驗による辨定と、中央での（この場合は公家）裁定が対比して捉えられており、恐らくこれらの対称が土地公証制度上の、中央での文書対檢に対する、現地に則した在地での対檢という概念成立の理由なのであろう。

従つて、当事者の使者（この場合は官使も含む）がもたらす公驗の現地での照合は土地公証制度の不可欠の手続きとなつていたことがここでも確認される。そこで以下、現地における当事者双方の使者と、国使・郡司、また時として官使などの立ち会いによる対檢を、史料に従つて「在地辨定」と呼び、太政官における決着を「公家裁定」と名付けて区別しておきたい。⁽³⁰⁾

紛争地における在地辨定は、単に現地に即して公驗の確認を行うだけでなく、在地の所在を条里の坪付上で確認するという法的な手づきを伴っていた。公証関係文書に頻出する「為後代、公驗注阡陌坪付」⁽³¹⁾、「副本公驗条里坪付等、所充」⁽³²⁾、などの表現は公驗と坪付勘注

が密接した関係にあったことを示しており、公驗上に、あるいは付属文書として坪付注文が現場で作成された実情を伝えている。

これら条里坪付の実務に当たったのは郡雜任や図師、刀祢、後には、庄司・條司・柚司などの現地所司らによるもので、在地を条里の坪上に付したことから、彼らを「在地所司」などと称することも行われ、さらに略称し「在地」とのみ呼ぶようになったと思われる。

「付坪付可令領掌之由、雖下知在地、追相尋之處⁽³⁴⁾」といった表現も、在地の坪付勘注を行う組織自体を指した例であろうし、また前掲の伊賀国名張郡黒田莊において、東大寺と興福寺の紛争が止まず、勸学院使が「下向在地、対問両寺所司、比校彼此文書⁽³⁵⁾」とあり、また他に、「先遣官使於在地、実檢之後、隨其狀跡、隨載坪付、可被下知歟⁽³⁶⁾」、「遣御使、寺家使相共、相定年来領知坪々⁽³⁷⁾」なども、使者が、紛争を起こしている現地の実檢に赴いたことを示している。おそらく使者に「立券言上」を求める指示もほとんどが坪付勘注による報告を含んでいたと思われる。

重要な論点なので、事実を裏付けるため、いまし史料を博搜してみたい。

正暦五年（九九四）の栄山寺牒では、栄山寺は大和国衙に宛てて「任官符并代々国判等」せて免除の申請をしたが、大和国守橘師房の自署を付した国判に「公驗明白也、使郡司宜承知、免除其責之」との裁定が下された。「使郡司」のうち郡司が寺領の所在する大和国宇智郡のそれであることは間違いないとして、「使」は何処の使者であるかが問題であるが、これは他の傍証文書から推して栄山寺から公驗を持参した寺使であり、公驗は本寺たる栄山寺からもたらされたとしか考えられない。⁽³⁹⁾他の史料で考えてみよう。

時代は下るが、同じ東大寺領、美濃国大井・茜部莊の場合、官使・国使・寺使の立ち会いによる調査を命じた承保二年（一〇七五）二月の宣旨を受けて、翌三年、美濃国庁宣で、大介は留守所に「官使寺使」とともに在庁官人が「所帶之公驗等」を「披檢」し四至を確定することを指示している。この場合の「公驗」も、本寺東大寺からもたらされたものであることは間違いない。翌月の美濃国符は大井・茜部二莊が所在する安八・厚見両郡に免除の趣旨を伝え、「於正文者、為御寺公驗隨身上道、仍案文留之、威儀師在判」と付記しているのは、裁定が済んだ後、正文の公驗は寺家内に保管されたことを示しているのであろう。⁽⁴¹⁾

承保三年（一〇七六）の伊賀国名張郡司・刀祢等解では、薬師寺御領内の私田畠の帰属をめぐる訴訟に関して、薬師寺別当の御使として寺主定憲が下向して「任公驗理、四至堺候之（下略）」と見えるので、薬師寺御使が公驗を帯同して、下向してきた可能性は高いものと思われる。⁽⁴²⁾

現在に伝わる公証関係文書の多くが寺院関係のものであるため、寺家の文書保管が考察の中心となるが、貴族の所領に関しても類似した状況があったものと思われる。

承保三年（一〇七六）九月の関白左大臣家政所下文では、大和国高市郡司と在地刀祢に宛てて使者として案主当麻助親が派遣され、喜殿庄の本公驗と処分帳、四至注文などを帶同させて立券を進めることを指示している。⁽⁴³⁾ 数日後、郡司惣大判官代兼郡司但波某の請文が出されているので、この指示が現地で実施されていたことが伺われる。⁽⁴⁴⁾

こうした関係は、院領の公驗の扱いにおいても明らかにすることができ、保延七年（一一四一）の白河院の播磨国在庁官人あての下文では、田原庄について別当の寄文のごとく院使とともに田畠在家の立券と四至勝示を打ち定めることを下知して、「相副調度文書、所寄進於院庁也、於年貢者、以油拾捌斛壹斗壹升可備進」と述べているから、調度文書が院使に託され、それらにより「使者相共立券田畠在家。打定四至勝示、可令備進年貢油」と、在庁官人らと所領の所在と年貢の進納が確認されたことを示している。⁽⁴⁵⁾

伊勢国川合大国庄に関わる寛治五年（一一〇九）の東寺別当の官宣旨請文では、成願寺との対立のなかで、飯野・多氣二郡にかかる莊領の支証文書について、「以去天慶二年三月十七日夜中、当寺寺主僧真演為彼両庄沙汰下向之刻、為盗人被殺害之次、御寺次第文書公驗三分之一紛失之後、依不隨身本寺公驗不遺下之」とあり、僧真演が庄に下向しようとした際、盗賊のため殺害され所持の公驗を失ったことを、東寺の公驗がないことの理由としている。⁽⁴⁶⁾ 本庄の争論を伝える史料としては、やや不分明なところも残るものの、こうした弁明がなされていること自体に、当時、使者が本主のもとから現地に公驗を携えて下るのが常態となっていたことを示唆するものであろう。

このように、一二世紀後期に至るまで、領家・寺社・権門の使者は、家使、寺使、あるいは院使などとして現地に派遣されて地方に下向し、保持した公驗により国司や郡司あるいは刀祢などと立券の手続きを進めたり、堺四至の確認や、検注の実施にあたることを普段に行っていたと見て間違いあるまい。そして、紛争当事者たる使者が下向する際に、在地辨定に備え公驗など支証文書を持参することが一般的に行われていたのであろう。

指称としての在地の成立の背景には以上のような状況が存在していたのであり、離れた場にいる官司、国司や領家が現地に証判の指示を出すのが通例となっていたと思われる。即ち、公証の当該地を指し示すための便宜的呼称が在地なのである。

そしてそこから、公権が保証した在地に関わる支証文書、公驗が領主のもとに集積・保管されるという平安時代社会の一面が浮かび上

がってくる。

土地公証制度は、売買や寄進など土地領有権の移動と、それに伴う領主の立券手続きに対応して当初形成されたと思われるが、平安時代中期以降に各所で頻発する土地紛争時の在地辦定手続きをも包括する制度になっていた。

こうしたなかで、土地をめぐる対立が生じた時、領主は在地辦定のため、手元に保管している公驗を、「副下文書」として使者に託し現地に送り、国使や郡司・刀祢らの立ち会いのもとに坪付勘注を進める必要がしばしば起こったのである。

平安時代中期以降盛んに行われた土地の寄進行為には、ほぼ必ずといってよいほどその領地の拠って立つ傍証文書＝公驗を、「寄文」に副えて進めるのを例としており、それらの文書は寄進を受けた領主の家（領家）に保管されるところとなった。そして、土地をめぐる紛争など、公驗によって勘検する必要を生じた時、要請に応じ領家（多く権門・寺社）の使者がそれらを帶同して、現場たる在地へと赴き、在庁官人や在地所司らと共に現地に即して四至の範圍を確定するなど、対検の実務に従事したのである。つまり、土地の寄進行為とはそうした措置までも含意していたと考えざるをえない。これらを、ここでは公証制度における「在地主義の原則」と呼んでおきたい。

つまり、所領存立の根拠である公驗を土地とともに莊園領主に寄託した地方の中小領主の立場からすれば、土地紛争が生じた時、要求に応じて領家は保管の公驗によって国司などとの調停のため、現地に使者を派遣し免除の本領たることを証する態勢を常に整えていることが、寄進のための前提条件になっていたと思われるのである。そのためには、公驗を含む領家の保管諸文書は、日常的に現地の勘検に備える態勢がとられ、支証文書も領家の管理のもとに置かれていた必要があった。

その意味で、平安時代に領家の保管した支証文書を多数列記した「文書目録」は、在地主義を建前とする土地公証制の視角から検討するのが本来ではないかと思われる。

そこで以下、文書目録のうち、まとまって残存している東大寺関係の目録を中心に考察し、また、領家たる東大寺のもとに集積された在地公驗について、伊賀国黒田莊を素材に調べてみたい。

第三章 領主文書と公驗

まず黒田莊の歴史のなかに現れる立券文書を通して、黒田莊における公証制度の実態を考えてみたい。

次の史料は、一連の黒田莊関係史料の始めに現れる、大和国山辺郡と伊賀国名張郡にかかる、藤原朝成の広瀬・薦生牧と東大寺の板蠅牧との四至争論の史料である。

史料⑭

大和国山邊郡都祁郷刀祢等解 申請勘解由長官殿御帖并郡符事

被載可立券殿御名言上廣瀬・薦生并両御牧状

一處 在大和国山邊郡堺并伊賀国名張郡堺

地

新開治田

梁瀬一處 号廣瀬者

從河東牧地并山 号蜷拾野者、新開治田 在伊賀国名張郡内

四至 東限水堺峯、南限高峯、

西限大河、北限水堺并道路

從河西牧地山等 号広瀬牧者

地

新開治田

四至 東限大河、南限石屋并少野石村笠間河、

西限高峯、北限路瀬并道

右、蒙殿今月十七日御帖到来之儀、件御牧地等、元故轉經院円珍僧都所領也、而今傳領於宅既畢、仍帖送如件、宜悉之、與使者共勝示四至、立券宅名、可報示其由、以勿違失者、又郡同廿二日符到来云、件御牧地新開治田等、依勘解由長官殿御帖旨件薦生・廣瀬兩御牧、立券彼殿御名、言上其上其由者、廣瀬御牧立券言上如件、但至于薦生御牧、雖券文四至堺、代々傳領明白、東大寺成相妨、仍未定之間、名張郡不立券奉行、仍他堺刀禰等、急難立券間薦生御牧、但相論一定後、將立券言上、又薦生御牧四至堺、更假不載申、重以可言上、謹解、

康保元年九月廿五日
(九六四)

刀禰六人部廣吉

前權(マ)非使物部 在判

田所判官代物部

内豎高田総蔭

郡判

惣行事山邊 在判

大領兼行事依羅

行事多米⁽⁴⁷⁾

大和国山辺郡都祁郷刀禰のもとに勘解由長官藤原朝成家から御牧（広瀬牧）と新開地（薦生）二箇所について「宅名」に立券したい旨の要請があり、また、山辺郡司からも同様の指示があったため、郷刀禰らが広瀬については立券できるものの、薦生牧は東大寺との相論となっており立券は困難で四至のみ報告することを述べたものである。直接、領主からの要請に應えて郡司・刀禰らが立券状を立てるのは、史料①の今木庄の場合とやはり類似しており、当時の公証上の慣行がここでも同様に行われていたと見てよいであろう。

この解の二日前、九月二十三日に山辺郡司は朝成に請文を出しているが、後者の薦生牧が東大寺領板蠅柚の四至内であるため、「不堪與使者共立券言上」として立券ができなかったことを通知している。使者（朝成の使者か）と共に立券ができないという弁明は、当時の立券が使者を現地に立ち入らせるのを原則としていたことを示唆しており、これも前段に述べた事柄を裏付けている。しかも、朝成家からの要請は大和国山辺郡司のみでなく、伊賀国名張郡司のもとにも届けられており、十一月十七日御牒として宅名に立券し牧内居住の浪

人の臨時雜役免除を強く要求している。⁽⁴⁸⁾

このように、公証制度ではおよそ現地に所領をもつ領主が直接に郡司・刀祢に立券要求を出し証判を獲得することを前提としていたのである。そして、公証は結果として臨時雜役免除など収取上の問題を派生せざるをえない。

史料⑮

謹解 申重請 在地證判事

請被任 實正證署、依禪林寺座主僧都御室御牒、貢進先祖相傳所領常荒田畠、以去萬壽五年二月廿八日私宅焼亡次、紛失相傳公驗證署之状、

在伊賀国名張郡周智郷内田畠并肆拾町、

四至 限東御領杣、限南鹿高山、

限西宇陀河、限北箭河、

右、件荒野之地、先祖相傳之領所也、而彼郡往昔住人死去逃亡之後、無一人住人、及数十年也、隨則成荒蕪藪澤荆棘之荒野、為猪鹿之立庭也、爰件所公驗、以去萬壽五年二月二十八日私宅焼亡之次、皆悉焼亡已畢、其次第数卷文書公驗等、同以紛失、件名張郡周智郷箭河公驗又以紛失、因之立焼亡紛失日記載一卷、郡司刀禰等證判已畢者、依御牒旨、限四至注町数、永禪林寺座主僧都御室貢進、但件所荒野之地者、條里坪付慥不注進、雖須任前證判之文貢進、依相交所々類地、放進不堪、仍重請在地證署、造新券貢進如右、以解、

長久貳年參月伍日

左馬允藤原 在判

(一〇四)

「件四至之内、常荒田田畠等相傳所領尤實也、仍加證署之、

刀禰下道 在判

小野 在判」

「郡判

依在地之證署、與判如件、

勘濟使小野 在判⁽⁴⁹⁾

伊賀国の領主たる藤原実遠が禪林寺（深観房）に相伝所領常荒田畠四十町を売却するに当たり、万寿五年（一〇二八）に焼失していた公驗に代わって、在地証署を加えて本文書を券文とすることを述べたいいわゆる紛失状である。紛失状は、一一世紀から出現する新たな立券文書であり、室町時代まで広く見いだされる特徴的な証判文書の一つであることが知られている。⁵⁰

本文書では、売進地が荒野であるため条里坪付を注進しないと断っていることから、本来は所在表示（在地）を付すべきものであったことが知れる。またそれは他の紛失状の事例からも裏付けられる。紛失状が出現してくる背景に、これら公証制の存在があることは確実であろう。当時、盗難・火災などにより公驗・調度文書などの支証文書の紛失事件がしばしば起こっており、黒田莊関係文書のなかにも数通の紛失状を見ることができる。紛失状の発行は、領主の要請を受けた国司が下知して郡司・刀祢に遵守を求めることもあったが、多くの場合は、在地証判により土地の由来や紛失の事実が真実であることを証明させ、紛失状をもって過去の公驗に代えることを目的としていた。いま紛失状の由来を追及することはできないが、立券文書のひとつと捉えて、広く存在していた土地公証制度を前提として考えることで成立問題にも道筋をつけることができるものと思われる。

史料⑬

當麻三子解 申賣買進相傳所領事

合貳箇處

在伊賀国名張郡

一處 字矢川 四至 東限柚山、南限加陀賀明神、

西限宇陀川、北限矢川

一處 字中村 四至 東限山、南限矢川、

西限宇陀川、北限供御川

右、件伊賀国所領掌元者、先祖故大藏大夫清廉朝臣所領、相繼息男故右馬大夫藤原朝臣實遠傳領、相繼甥散位藤原朝臣信良傳領、而三子為實遠之孫上、信良朝臣得處分文也、依有旁理領掌、就中代々傳領之間、寔件領所四至之内、敢无他之妨矣、而今依有要用、限直准米貳仟斛、永沽進葉師寺別當大師隆經既畢、雖須相副本公驗・處分帳等度進、依類券文、不能副進、仍立新券文、沽進如件、以解、

延久六年七月六日
(一〇七四)

當麻氏「さんのこ」

相知人僧（花押）

「判 同年十月廿日

造興福寺次官兼大介藤原朝臣（花押）」

（伊賀国印三あり）

「件券文明白也、有国判、仍郡司并在地刀禰等加署名者也、

承保二年三月廿二日
(一〇七五)

刀禰等

伴（花押）

郡司長谷（花押）⁽⁵¹⁾

大村（花押）

黒田莊の出作地の矢川・中村二箇所を當麻三子が薬師寺僧隆經に准米二千斛で売与したが、類地の存在から本公驗を買い主に渡せず、新券文を立てそれに代える目的で、国判と郡司・刀禰判を獲得したものである。この場合、国判が先んじており、郡司と刀禰が同時に共署するというやや異例の形式をとっているものの、やはり土地売与が立券されることにおいて、前者と同様に在地証判の手続きが踏まれている。これも土地公証制度が黒田莊において実施されていることを知ることができる一資料である。

また、陽明門院庁が伊賀国名張郡司と在地刀禰等にあてた、史料⁽⁵²⁾に関わる永保二年（一〇八九）の下文では、當麻三子の先祖以来の代々相伝領掌の来歴を国司立券や郡司刀禰の証判によって顯然であると述べ、国司の妨害に対して領主の進退を制止し文書の理に背くとし、現領主保房の「所帯公驗并庁宣之旨」によって同人に領知させることを指示する事例なども、公驗の社会的機能を表す史料と見ることができるとができる。

以上、主に黒田莊の三つの代表的な立券文書を挙げたが、当地において土地の移動の都度、公証制が厳密に実施されていたことが裏付けられる。黒田莊は同時代の莊園に比較して史料に恵まれた畿内近隣莊園であるが、現存する諸史料から推定して、例外的な例であったと考える理由はなく、土地公証が平安時代中後期の広い地域において、社会経済に大きな意味をもった制度であったことをここからも類

推することができる。

このように土地の領有者が変動（ときに領主権が移動）してゆくに随ひ、公驗などの支証文書が順次新たな土地領有者・領主のもとに移つてゆくと、自ずから多量の所領をもつ領家のもとに多数の公驗が累積することとなる。

平安時代には多様な文書目録が作成されていまに残り、保管文書の利用実態を知る手掛かりを与えているが、公証制度という視点から分析した先業はあまり見ないようである。

以下、紙幅の許す範囲で文書目録と公証制度の関係について言及してみたいが、その際、問題の関心を「領主文書」という新たな文書類に絞り検討を加えてみたい。文書目録のうち、特に多くを今に伝えるのが東大寺の文書目録であり、領家による荘園の管理の在り方を伺う徴証としても貴重な材料を提供している。

〔表二〕は、東大寺文書目録の一覧である。目録が一二世紀以降に集中しているのは、延久元年（一〇六九）の延久荘園整理令の影響であることは後述する。

一一世紀後半以降、荘園の成り立ちが官司への文書の提出をもって立証されるようになり、各荘園では、文書の上進を求める文書召が行われた。その結果として、諸領主の文書整理が精力的に進められ、荘園ごとの支証文書の保管・分類がより体系的に実施され、記録荘園券契所において高い効力を認められた文書は特に重視されるに至った。多数の東大寺文書目録の存在はその一端を物語っている。

目録から見た東大寺文書の保管上の特徴を見ると、まず、文書管理と出納を担当するのは三綱であり、印藏における全体的な目録（整理目録）と、文書の提出の都度作成される「注進目録」、返却される際に作成される「返納目録」などが作成されていたことが知られる。

これらの文書目録は、前代の資財帳に見られる文書目録のように、資産の一部としてのものではなく、むしろ文書の社会的動態に應じた整理であり、文書の出納台帳としての性格を有している。⁽⁵³⁾ まず、延久の荘園整理令が地方にも徹底されていたことを示すものとして著名な次の史料は公驗整理の有り様を考える上にも興味深い問題を含んでいる。

史料⑰

廳宣 東大寺玉瀧御杣司

可早進上御杣本公驗事

表二 平安時代東大寺文書目録

※下線の文書目録は東大寺所蔵莊園文書の総覧的なもの。

年 代	文 書 名	文書名(平安遺文巻-号)	備 考
長治元.6.14 (1104)	寺家雑文書注進状	東大寺文書(4-1614)	
天仁元 (1108)	大和国飛驒庄文書注進状	東大寺文書(4-1703)	
天永2.11.21 (1111)	伊賀国黒田杣田畠本文書注進 目録	東大寺文書(4-1756)	
大治元.6.19 (1126)	伊賀国玉瀧杣返納文書目録	東大寺文書(5-2077・2 078)	
[大治3.7	<u>東大寺御領見在莊園目録</u>	東大寺文書(5-2119)]	
大治5.3.13 (1130)	<u>諸莊園文書并絵図等目録</u>	東大寺文書(5-2156・2 157)	「除京下文書定」とある
天承2.7 (1132)	文書出納日記	西尾種熊所蔵文書(10- 補204)	「返納了」異筆書入れ
長承2.6.11 (1133)	越後国莊園文書進上目録	東大寺文書(5-2277)	「文書返納目録」端裏
長承2.6.27 (1133)	摂津国水成瀬庄文書注進目録	東大寺文書(5-2280)	「散所雑色寺役勤仕證文」 4通注進
保延2.7.25 (1136)	諸庄文書撰進目録	東大寺文書(5-2346)	「自上司印蔵撰出進上」
康治2.2.18 (1143)	新羅江庄文書出納日記	東大寺図書館所蔵文書 (6-2501)	「奉送雑役免文書」「康治 二年閏二月二十九日返納」 異筆
久安3.4.17 (1147)	<u>印蔵文書注進目録</u>	東南院文書(6-2609)	「依(政所)召進上印蔵文 書」
仁平3.4.29 (1153)	<u>諸莊園文書目録</u>	守屋孝蔵氏所蔵文書(6- 2783)	
仁平3.6.2 (1153)	播磨莊摂津莊文書出納日記	東大寺文書(6-2784~2 487)	「保元二年自政所下遣返 納」
仁平3.7.2 (1153)	播磨国寺領庄々文書注進目録	東大寺文書(6-2788)	
仁平4.4.23 (1154)	三重庄文書出納日記	東大寺文書(6-2497)	(後欠)
久寿3.4 (1156)	雑役庄文書出納日記	東大寺文書(6-2835・2 836)	「雑役免文書」
保元2.5.28 (1157)	返納文書目録	東大寺文書(6-2885)	収納櫃別
保元2.6 (1157)	文書出納日記	東大寺文書(6-2887)	(前欠)

年紀不詳	摂津国莊園文書注進目録	東大寺文書(6-2898)	(後欠)「保元二年八月皆以返取了」異筆
保元2.8 (1157)	播磨国莊園文書注進目録	高橋義彦所蔵文書(6-2899)	
保元2.9 (1157)	美濃国大井茜部莊文書注進目録	内閣文庫美濃国古文書(6-2908)	「返進之了」書入れ
保元4.4~5 (1159)	文書出納日記	東大寺文書(6-2973)	「東山大僧正御覧取出」
保元□.8 (1156~59)	下野国莊園文書注進目録	東大寺文書(6-2975)	
平治元.6~8 (1159)	文書出納日記	東大寺文書(6-2987)	「已上八枚返納了平治元年九月二十八日」
永暦元.5.6 (1160)	文書返納日記	東大寺文書(7-3094)	(後欠)
応保元.9 (1161)	文書出納日記	東大寺文書(7-3180)	「自記録所受取」「依政所召」「為当時沙汰」
応保元.9.22 (1161)	進上文書目録	東大寺文書(7-3181)	「依政所召、所進上」
応保2 (1162)	伊賀国黒田出作中村矢川村文書送状	東南院文書(7-3239)	
応保3.2.17 (1163)	大和国平群庄文書目録	東大寺文書(7-3247)	
長寛2.8.25 (1164)	大和国大仏香菜免箕田庄文書目録	東大寺文書(7-3303)	「當免文書、雖有其数、且所撰進」
長寛2.9.13 (1164)	伊賀国黒田玉瀧莊文書目録	東大寺文書(7-3309)	「全點目録如員返納了長寛三-卯月四日」
長寛3.卯.8 (1165)	伊賀国黒田莊返納目録	村井敬義所蔵文書(7-3343)	「注目録、令返納之状」
永万2.7.16 (1166)	莊園文書出納日記	根津美術館所蔵文書(7-3397)	「返納了」書入れ複数
永万2.8~仁安元.9 (1166)	文書出納日記	檜の朽葉(10-5043)	(上記文書につづくか)
仁安3.5.29 (1168)	伊賀国黒田莊出作文書注進目録	東大寺文書(7-3465)	「於領主者 私相伝領掌來之处、相副調度文書、進上寺家畢、云負所云作手、為寺領之条、敢無疑殆、仍文書等大略注進如件」
嘉応元.10.26 (1169)	摂津国水成瀬庄文書注進目録	東大寺文書(7-3518)	「同二年二月四日御蔵納了」異筆

承安5.5.17 (1175)	文書目録写	狩野亨吉収集文書(7-3685)(辛櫃ごと文書記載)	「本目録外加入文書」「為書入本目録注置之状」
承安5.5 (1175)	莊園未返納文書注進状	東大寺文書(7-3690)	「注進寺家庄庄文書前別当法印被召上未返納事」「……本文書等，併以被召取了，次第文又以多々，同可被返納之」「右件文書等，就印藏出入之記，大略所注進也……」
承安5.7.7 (1175)	文書出納日記	東大寺文書(9-4877)	
安元元.8.7 (1175)	莊園文書目録	蜂須賀家文書(7-3700)	「件文書等，前別当白河法印時漸漸被召上，未被返納之間……被召納蓮華王院畢經院奏……所被撰下也，仍隨出来所請預如件」「任御目録旨，令納印藏」の三綱の判署付す
安元2.7.24 (1175)	黒田莊文書出納日記	東大寺文書(7-3770)	(後欠)
治承元.8 (1177)	猪名庄文書出納日記	東大寺文書(8-3804)	「猪名庄文書京下之時，被加下了」
治承2.8.3 (1178)	黒田莊文書出納日記	石崎直矢文書(8-3854)	「此内十通返納了」
治承4.10 (1180)	黒田莊文書注進目録	薬師院文書(8-3932)	
治承5.6 (1181)	文書出納日記	東大寺文書(8-3966・3967)	「返納了」注記
養和元.11.15 (1181)	文書出納日記	楢の朽葉(10-5076)	「返納了」異筆書入れ
養和年中 (1181～82)	伊賀国玉瀧庄・黒田庄文書目録案	根津美術館所蔵文書(8-4001)	(後欠) 包紙に「於院庁，国與寺彼此対問之剋，自官所送官符也」
(上記文書より類載)	伊賀国黒田庄玉瀧庄文書目録案	東大寺文書(8-4002)	
元暦元.5.21 (1184)	黒田庄文書出納日記	東大寺文書(8-4173)	(後欠)

右、去治暦五年三月廿三日下五畿内七道諸国官符你、寛徳二年以後新立庄園永可停止者、加以雖往古庄園、券契不明有妨國務者、嚴加禁制、同以停止者、官符到来之日、早可進本公驗之由、先日雖加催、于今不進上者、重所仰如件、嚴制重疊、不可延怠、故宣、

延久元年閏十月十一日

(一〇六九)

大介藤原朝臣(花押)

(伊賀国印八あり)⁽⁵⁴⁾

莊園整理令はこの二月に發布され、翌閏二月には官朝所に記録所が設けられていた。本整理令は莊園ごとの支証文書の洗い直しという徹底したものであったことはよく知られる。伊賀国庁が庄司でもある玉瀧柚司に直接券契の提出を指示した史料^{①7}は、延久整理令の性格を示すものでもある。

また、同様に基本史料である観世音寺領にかかわる筑前国嘉麻郡司解案には、

八月廿三日到来廳宣云、……諸庄園所在領主、田畠惣数、慥注子細可経言上之由、被下宣旨者、依廳宣旨、府国并本寺使共、封内見作荒田依数所勘録也、但公驗定佰五拾壹町肆段貳佰参歩之外、致勘出田者、具載別紙所注進如件、以解⁽⁵⁵⁾

とあり、京から遠隔の地において同じ東大寺末寺観世音寺領に対して、整理令が厳格かつ詳細な指示のもとに実施されたことが判明している。

文中に引用された短い要約文とはいえ、領主と田畠、見作と荒田の区別を明らかにすることが示されており、公驗外の勘出田の把握も行われたことなど、実施の状況は決して形式的なものに止まらなかったことが分かる。ここでは「諸庄園所在領主、田畠惣数」と、莊園内の領主を領有の田畠とともに報告することになっており、国家的な文書行政の上に「領主」を本格的に登場させたことにもうひとつの意味がある。

それは、この段階で土地支配に中小領主の掌握が不可欠となっていたことを示すだけでなく、公驗に記載されている以外の土地についても別紙での報告を求めていることから見て、各領主の領有地を公驗により確認をする体制が本莊園整理令によって確立したことを意味している。

こうして、中央官司において支証文書監査の体制が整備されてゆくと、それらに対応して公驗の保管の在り方も次第に整えられ、それ

が今に伝わる莊園別に類別される文書目録の成立となったと思われる。「表二」の文書目録の内に見える、大和国飛驒莊文書目録、伊賀国黒田杣田畠文書目録、同玉瀧杣返納文書目録、摂津国水成瀬莊文書注進目録、美濃国大井茜部莊文書注進目録などの例は、僧綱の文書召などに応じて特定莊園の文書を一括して注進するため日頃から文書の整理を進めていたことを示唆するもので、莊園ごとに公驗が分類整理され、文書の出納に便利な形式で東大寺のもとに掌握・保管されていたことを意味する。そこで、次に問題にしたいのは、莊園ごとの公驗文書のうちに、単に領家が中央官司や国司から発給された文書を支証文書としてまとめたばかりはいえない一連の文書群が含まれていることである。この点を理解するためには、莊園文書自体の集積の過程が問われねばならない。というのは、これら文書には、現地の小領主や作人が作成や受理の主体となったと思われる文書がいくつか所見されるからである。ただ、その過程の詳細を追及する手掛かりは余り多くない。

ここでも集積の様相がある程度判明する黒田莊を例に検討を進めてみたい。まず、天永二年（一一一一）十一月二日に東大寺が記録所に提出した黒田莊関係文書目録を取り上げる。⁵⁶

本文書目録は残存する黒田莊文書目録の初見という意味でも注目されるが、「表三」（A）に示すように一四通の文書が内容別に列举され、前半の七通（①―⑦）が「寺僧実營所帯文書」と名付けて分類されている。

実營は、所帯文書の冒頭、①「六代手継」として挙げられている六人のうち（実遠―信良―三子―隆経―保房―実營）の最後の領主として同年四月に般若会色衆免田の名目で名張郡中村・矢川二村の領地を東大寺に寄進しており、そのなかで黒田莊出作を相伝領掌してきたこと、領主職が実營門跡にその後引き継がれるべきことを述べている。つまり実營は出作領主として実遠以来の領有地を職權留保した上で東大寺に寄進し、同時に代々の公驗を東大寺のもとに移したのである。

実營の土地寄進の事情は、当時の黒田莊をめぐる情勢から説明できる。即ち、興福寺の造営にあたり、官から黒田莊民に雇役の供出が命ぜられ、その後も東大寺修理役を妨げる事態が続いていた。というのは、元来の領主藤原実遠の養子大中臣則綱によって出作の一部が興福寺へ寄進されており、それが出作全体に興福寺役を勤仕することの根拠として、東大寺役のみの負担を主張する実營との間に深刻な対立を生じさせていたのである。こうしたなかで、実營は東大寺に出作地を寄進し支証文書を東大寺に移して、中央での交渉を有利に進めようと思図したものと思われる。その前年の天永元年（一一一一）一二月に、保証刀祢・名張郡司・興福寺使・東大寺使・伊賀国使に

表三 文書目録対称表

天永2年と天永元年目録所載文書の対応関係

A. 天永2年11月21日 記録所提出の文書目録 寺僧実誉所帯文書 ①六代手継（実遠・信良・三子・隆経・保房・実誉） ②三子消息・嫡子平致遠田請文消息等 ③五代国司庁宣（親房・清家・祐俊・孝言・遠実） ④東大寺政所下文 ⑤陽明院庁下文 ⑥被停止則綱父宣綱相論宣旨案文 三箇度 ⑦被停止国司妨宣旨案文 (1)已講覚樹所帯文書 (2)寛和2年12月19日出作田国検田勘文 (3)天喜元年同出作田官物東大寺與国司相論之間宣旨 (4)康和2年8月12日興福寺造畢以後，被借請杣山被返寺家宣旨 (5)勸学院使守俊，東大寺使者與興福寺使対問理非日記，先日進官畢 (6)守俊背対問之旨，恣暗所注進状偽書之由注文，先日献勸学院畢 (7)長久4年11月5日左馬允藤原実遠請文	(57) B. 天永元年12月13日 名張郡保証刀祢ら諸司勘注案 うち東大寺所進文書 (1)寛和2年12月19日出作検田注文 (2)長元7年7月16日官符 (3)長暦2年12月1日国符 (4)天喜4年2月22日左馬允藤原実遠讓与養子甥信良状 (5)康平7年7月12日藤原信良蒙国宣旨実遠讓状，請被立券申文 (6)治暦3年8月11日藤原信良売東南院大僧都券文 (7)延久4年閏7月3日佐保殿修理司信良处分妻三子状 (8)延久6年7月6日当麻三子売渡薬師寺別当隆経券文 (9)承暦3年10月5日隆経宛行舍弟保房处分状 (10)永保2年12月陽明門院庁下文 (11)東大寺政所下文，数四箇度 (12)五代国司庁宣（親房・清家・孝言・祐俊・遠実） (13)応徳元年3月22日宣旨 (14)寛治6年2月18日宣旨 (15)寛治6年4月25日宣旨 (16)寛治7年12月25日宣旨 (17)長治2年9月27日保房充行子族二人处分状
--	---

加え、官使たる勸学院使紀守俊から成る所司の勸文注進が行われていた。⁽⁵⁸⁾ その勸注において提出した文書（B）の内には、翌年の（A）「実嘗所進文書」とされる寄進文書がほとんど含まれているので、在地勸注に利用されたものが、中央での諮問にも備える目的で東大寺のもとに託されたと理解するのが自然であろう。在地勸注は、紀守俊の主導のもとで進められたらしい。しかし、翌二年二月に不利な勸注の内容を知った東大寺は「不当勸文」として公家裁定を求めるに至る。実嘗が土地寄進をなすのはこの直後のことであり、相伝の支証文書の主要なものを寺家へと進めたのである。それらは、一括して記録所への提出文書に加えられたのであり、東大寺側が下された裁定に対して出作領主を取り込んで打開を図ったという見方もできる。また、領主所帯の支証文書が現地相論の帰趨を左右したことを示しており、事実、東大寺の言い分を認めた記録所の裁断により興福寺との対立は東大寺側に有利に決着したのである。⁽⁵⁹⁾ その後、東大寺政所は庄下司、住人、作人らに領主の所勤に従うことを促し、⁽⁶⁰⁾ 領主を核として出作の運営を進める方向を採って行く。他方、土地領主の側からすれば、東大寺の住民支配力に依存しながら経営の安定を図り、実遠以来の伝統的な土地領有の確保を可能とすることができた。一方、東大寺は、興福寺など他の勢力の介入を排除し、般若会など仏事の維持を名目として経済基盤の強化を実現できたものと思われる。その意味で、地方領主の土地寄進は、当時、領主と寺家双方の利益になることであり、東大寺にとっては経済力を維持するための不可欠の条件であったと思われる。

このように、東大寺の文書目録からは現地領主の勢力を吸収してゆく東大寺の動きの一端を読み取ることができる。目録に加えられた領主実嘗の寄進文書は黒田莊出作たる中村・矢川に関わる根本史料として後世まで伝えられ、後に土地が東南院に帰属すると、院家への伝領を証明する文書群のうちに位置づけられ、⁽⁶¹⁾ 仁安三年（一一六八）には黒田莊出作田畠文書として「八卷四九通」にまとめられて、目録外文書や東南院施入文書とともに出作文書を構成するようになり、⁽⁶²⁾ 「寺家伝得地主券契次第證文」などと呼ばれ支証文書として大きな意味をもつに至った。⁽⁶³⁾ おそらくこの出作領主の寄進文書が重視された背景には、寄進地自体が東大寺経済に占めた位置の大きさがあったものと思われる。

次に他の文書群として、黒田庄玉瀧庄文書目録案を検討してみる。

養和年間（一一八一―八二）にかかる黒田莊と玉瀧庄の文書目録二通が伝えられているが、⁽⁶⁴⁾ 「包紙」に「養和年中、於院庁、国興寺被此対問之尅、自官所送官符也（隆職宿禰沙汰也）」とあることから、国司小槻隆職との相論にあたって作成された目録で、うち黒田莊に

表四 伊賀国黒田庄玉瀧庄文書目録案

寺家証文のうち

① 1 卷		領主寺家寄進状
② 1 卷	8 通	代々領主手継相伝文書
③ 1 卷	2 通	藤原中子與東南院相伝状
④ 1 卷	16 通	代々国司庁宣等
⑤ 1 通	正文	陽明門院庁御下文
⑥ 1 卷	5 通	名張郡司宣旨請文并宣旨等
⑦ 1 卷	13 通	東大寺代々別当裁定下文等
⑧ 1 卷	2 通	知足院入道殿下御下文等
⑨ 1 通		恵珍僧都以已上文書施入寺家状
已上、寺家伝得地主券契次第證文		

関わる寺家証文として本文書と並べて、次の九種の支証文書が列挙される「表四」。

表の①②④⑤⑦の五種は、七〇年前の天永二年（一一一一）、実誉の寄進により寺家に入つた文書か、またはそれらを基礎として加えられた文書群と考えられ、後白河院のもとで勘検に不可欠の文書群として継承されていたものである。

⑨の「恵珍僧都以已上文書施入寺家状」は、治承四年（一一八〇）の黒田莊証文目録に「⁶⁵ 保二年恵珍僧都寄進寺家状（以領主券文、永奉入大仏状）」とあるものと同じで、『平安遺文』七卷に三三二七・三三三九号文書として収載されている応保二年（一一六二）八月の東南院院主恵珍の黒田莊出作中村・箭川両村文書の東大寺印藏への送り状のことである。⁶⁶ 文書名に「送状」とあつて「寄進状」としてはいない理由は、恐らく文書の付加文言に鍵があり、所当加地子のうち、三〇石分を東南院宗三十講供料に充てることを条件としていること、そして、「抑此文書等、向後若出私門、恣領掌彼兩村之輩出来者、早任目録返賜文書、如元為院領可致沙汰之状、如件」と、意に反して中村・矢川二村を領掌する者が出た場合には、文書を返却し、元の院領（東南院領）に戻すことを条件とした上で東大寺に寄進したことによる。

このように、支証文書の保有と土地領掌権は一体的なものとして受け取られていて、文書が万が一「私門」へ流出したときの用意に文書の返却と院領への復活を約する文言を加えたのである。これらは、土地支証文書が領主権の所在と分離できないものとして認識されていた社会通念を前提としていたと理解することができ、領主権の社会的根拠を考える手掛かりを与えるものである。⑨文書は、応保二年八月の土地・文書一体の施入を証する寄進状であり、これら「地主券契文書」が一旦は東南院のもとに所屬し、また東大寺に帰した経緯を物語る。

⑧「一卷二通 知足院入道殿下御下文等」とあるのは、知足院すなわち藤原忠実家政所下文のことと思われる。後の治承四年（一一八〇）一〇月の東大寺黒田莊文書目録のうちに、「一

通 同年宇治殿下政所下文(件新庄寛樹僧都領、可停止国衙妨之由) 一通 同三年同御下文(遣使可停止国司濫行之由)とあるものが該当する。これらは、長承二年(一一〇五)と三年(一一〇六)の前太政大臣家政所下文二通⁽⁶⁷⁾と記載される。これらの充所は、前者が伊賀国矢川・中村在郡司、後者が、伊賀国矢川・仲村住人等とされ、いずれも地元にあてて発せられたと思われるものであり、当初は現地に保管されていたものであろう。

⑥の「一卷五通 名張郡司宣旨請文并宣旨等」は、仁安三年(一一六八)の黒田御庄出作田畠文書目録に、「一卷五通十枚名張郡司宣旨請文并宣旨案、同請文等」とまとめられているので、名張郡司あてに出された宣旨(案)と同請文を1巻にまとめたと推定される。後の建久九年(一一九八)三月の東大寺領文書目録⁽⁶⁹⁾には、「一卷 宣旨四通 郡司請文一通」と出るものが該当している。とすれば、治承四年(一一八〇)の文書目録から次の四通を選ぶことができ、「表三」の天永二年目録中の⑥が次の2・3・4に、⑦が1に対応しているものと考えられる。

- 1 一通 応徳元年宣旨 停止国司妨、保房可領掌之由状
- 2 一通 寛治六年 宣旨 停止宣綱妨、可保房領掌状
- 3 一通 同年 宣旨 同状、依官使部光季解、重宣旨
- 4 一通 同七年 宣旨 任度度宣旨并相承理、停止金峰山妨、可保房領掌之由

これら国司あての官宣旨が領主実譽の所帯文書に入り込んだ経緯は明らかではないが、あるいは、当時の公証制度から類推すると、使者が支証文書として「副下」して案文として現地に保有されたものかも知れない。いずれにせよ、前領主の保房が前代の隆経から領地を譲与されて、さらに実譽にわたる承暦三年(一一〇七九)から長治二年(一一〇五)までの期間が、これらの宣旨が発せられた時期に該当していて、保房が相論の一方の当事者であったことから、郡司から保房の下に届いた宣旨を他の文書とともに保管し、それらを継承した実譽によって東大寺に寄進され東大寺文書の一部を構成するようになったと解してよいであろう。

残る③の藤原中子と東南院との相博状については、長承二年(一一三二)正月二三日、中子のもつ伊賀国名張郡中村と東南院僧都覚樹のもつ大和国城上郡北郷大神庄一五町余とを交換し中子の調度文書を東南院に移したことが明らかとなっている⁽⁷⁰⁾。そして、その直後の同月一七日には、東大寺政所が慣例により新領主の東南院僧都覚樹の加地子を弁済すべきことを黒田庄司や矢川住人らに下知しているの

で、領主権がここで事実上、東南院に移っていたのであろう。

以上のように、「表四」の地主券契次第証文とまとめられた文書群とは、「表三」に掲げた寄進で集積した実譽の所帯文書を核として、現地領主に下された前太政大臣家政所下文や郡司のものに入った官宣旨などが、領主保房―中子と伝領されて、さらに東南院院主の土地と相博され、さらに東南院がそれを東大寺に移した結果として寺家のもとに集まり、保管文書に編入されたという経過を辿ることができると思われる。

このように見てくると、立券を要する土地の寄進・譲渡・相博などにおいては支証文書の移動を伴うという当時の土地制度慣行を背景にしなが、文書が、領家へまとまって渡され集積されていたこと。そして、記録所の勘問に應ずる目的で、領家自身によって意識的な支証文書の収集整理がなされていたことなどが明らかにになる。そして何より、土地領主が相当量の支証文書を保有していたという状況を想定することができる。これらに今後、「領主文書」という呼称を与えたいと思う。東大寺に寄せられた一群の文書もこれら領主文書に由来していたのである。平安時代中後期において、領主の地位は、「相伝領掌」と称せられた、祖先以来代々にわたり世襲的に伝領された土地の保有・継承の実績によって社会的に認知され、「公驗」という公権の裏付けを得た支証文書を直接の拠り所としていたが、一方で、子孫以外の者への伝領も盛んに進められていた。

領主への文書の移動を、一般的に言われる如く、国司による収公の危機に対処する土地領主側の自発的な土地寄進に起因するだけでなく説明することはできない。つまり、この例を見ても寺僧実譽といい、東南院僧都覚樹といい、寄進に至る前段階で寄進者たる領主は既に東大寺と深い係わりをもつ立場にあつて、地方領主自身が東大寺家の土地経営に協力する現地の僧侶身分に所属していたのである。その意味では、寺領莊園を考察の対象とする限り、派遣僧や現地在住僧の手による寺領経営の実態を理解することが必要であるが、ここではひとまず後の課題としておきたい。

課題ばかりを残しているが、以上のように論を進めて来て改めて考えてみたいのは、領主権の所在と支証文書の保持の関係である。最後にその点に触れてまとめたい。

まとめに代えて

平安時代の土地公証制度は、公証のもつ本来の目的、「紛争の予防」と「紛争の解決」の原則に沿って運用されていたことが確認できる。その一方で、平安時代に特有の性格を色濃く帯びており、それらは公証を申請する領主の側において顕著に見られる。領主の実態から見た場合、地方で圧倒的多数を占めていた中小領主の力はなお極めて弱体であり、国庁の収公や他の領主からの土地侵害のため、新開地をめぐる争いは絶えることはなかった。そのため、所領の公的保証を獲得することが領有地の安定した経営には不可欠の条件であった。そこに平安時代の長期にわたって土地公証制度が維持されつづけた根本的な理由があったと思われる。

院庁や国司など中央・地方の支配組織の側から主張される領主の公的な拠り所は、領主自身が所持する公権の認定を得た支証文書、公驗に外ならず、他の傍証から推しても彼らの社会的地位がこれら公驗の保有を支えとしていたことは疑いない。

ここに、一〇世紀以降、平安時代の政治経済社会に、「在地主義」を原則とする独特の公証制度が成立し、広く展開した大きな根拠がある。共同利用機関としての在地組織が形成されていった背景には支証文書の「領主保有の原則」が当時の社会的合意として存在しており、かつ公証制度がそれらを促す作用をしていた。公驗を介して領主と在地は相互に深い関係を持ち、証判の対象地「在地」に則した公驗の照合によって領主の立場が確認されるという関係が成り立っていた。このように、在地「公驗」領主は相互に緊密な関係をもっているが、公証の客体であり、領有権の保持者たる「領主」が、公権を含意する歴史名辞「在地」と熟して成語を作ることにはなかったことは改めて強調しておきたい。

一一世紀ころから経営集合体たる所司をもって証判の組織が形成されるようになるが、前代に意義を失った郷につづいて、郡などの広域の行政単位でも地域を越えて拡散する領主の領有地を把握することは困難となり、荘園公領の実態に則して、次第に荘領経営に関わる諸階層を集合する形で証判体制が編成されていったのである。

そのことは旧来の国司・郡司のもとに設けられていた証判の体制が、土地領主や貴族や寺社など他の土地領有者・權益保有者の要求に応え利用の範囲を拡大し、荘園公領制に対応する新たな在地証判の体制へと変換を遂げていたことの結果でもあった。

これらの変化の底には、領主文書の存在を前提とした全国的な土地寄進の権勢者への集中と、それに伴う領家の支証文書（公驗）の集積・保管体制の形成があったと思われる。地方の行政単位は各地の土地経営の形態に応じて多様化し、経営の内実も複雑化してゆく。その土地の利害関係が自ずと在地証判組織自体の変容を促したともいえる。

土地文書行政が下部にまで浸透した社会で、土地寄進などを契機に公驗が領主の手を離れたとすると、公驗を保持しなくなった人々の社会的身分は「領主」とは呼べないし、平安時代の地方民衆もそのようには認識していなかったであろう。領主の原義は、文字どおり領地を主（つかさど）る者ということであろうが、かれらは農作労働力の不安定性と家産経済の未成熟性に大きく規定されており、土地領有権が移動するとともに領主としての地位も浮動していたと思われる。土地売券や土地の移動に関わる数多くの立券文書はそれらの事実を自ずから明らかにしているのではあるまいか。史料語彙としての領主が、公証制度を象徴する在地とほぼ同時代の一〇世紀以降に広く見られるようになるのは決して偶然ではないと考えられる。

注釈

(1) 文中の荘園公領制の理解については、竹内理三編『体系日本史叢書六・土地制度史Ⅰ』第四章 網野善彦「荘園公領制の形成と構造」⁷³（のち網野『日本中世土地制度史の研究』所収）による。本論は、網野氏の提起以降、必ずしも十分展開されていない荘園公領制の構造を究明することを目指している。なお、網野『中世都市論』（『日本中世都市の世界』所収⁹⁶）に都市的な場としての「地」への論及があることを脱稿後知ったため、十分論旨に組み込むことができなかった。ただ「在地」が都市に限定されない歴史名辞であることは以下の本文のとおりである。

土地公証について、中田薫「売買雑考」（『法制史論集・第三卷上』所収）に公券から私券への変質を説くなかで簡略に触れているが、その後の研究史の上では、とくに発展させられることはなかったようである。

以下、論述上参考した論考は、①土地売券を主な分析対象としているものと、②保証人としての刀祢を論じたものに分けられる。①前者については、奈良時代以来の売券を分析した代表的な論考として、鈴木鋭彦「平安時代の土地売券」（愛知学院大学論叢五⁵⁷）「平安時代の売券―大和国（一）」（同論叢一般教育一）のち「鎌倉時代畿内土地所有の研究」所収、坂本賞三「八、九世紀の売券に関する一考察」（『史学研究七〇号』⁵⁹）、菊地康明『日本古代土地所有の研究』（⁶⁹）、藤井一二「平安時代の土地売買について―特に大和・山城を中心として」（『日本歴史二七一号』⁷⁰）、仲森明正「律令制の行政秩序と土地「売買公券」（『ヒストリア九二号』⁸¹）、加藤友康「八、九世紀における売券について」（『奈良平安時代史論集』上巻⁸⁴所収）、西山良平「平安前期「立券」の性格」（『日本古代社会政治史研究』⁸⁵）同「刀祢證署」私考」（『奈良古代史論集』第一集⁸⁵）があり、土地売買における郡郷の行政や保証関係の推移が論ぜられている。②後者については、特に在

地証判にふれる岩沢愿彦「刀祢の先駆的形態」（国史学五二）、平野博之「売券における保証人について」（九州史学創刊号56）、松岡久人「郷司の成立について」（歴史学研究二二五号58）、二宮正彦「奈良時代における刀祢の一考察」（ヒストリア二九号61）、秋宗康子「保証刀祢について」（史林四四—四六）、藤井前掲論文、井上寛司「刀祢の成立と展開」（待兼山論叢四71）、鈴木国弘「保証刀祢の歴史的 성격について」（『石田和田龍山中四先生頌寿記念史学論文集』所収）、丹生谷哲一「在地刀祢の形成と歴史的位位置」（『中世社会の成立と展開』所収76のち『日本中世の身分と社会』再録）、中込律子「王朝国家期における国衙国内支配の構造と特質」（『学習院史学』三三号85）、斎藤利男「十一—十二世紀の郡司刀祢と国衙支配——中世の郡郷制の再検討のために」（『日本史研究』二〇五79）、西山前掲二論文、加藤友康「九、一〇世紀の郡司について——田地掌握と文書行政との関わりを中心として」（『歴史評論』四六四号88）などを特に参考とした。また鎌倉時代の土地売買の実態について、前掲鈴木論文に加え、宝月圭吾「中世日本の土地売券と徳政」所収論文の他、菅野文夫「中世における土地売買と質契約」（『史学雑誌』九三—九八）の「新たに開発された所領が必ずしも子孫に伝領されず、その手を離れることが多い」との指摘に啓発されることが多かった。

(2) 日本史研究会大会報告「在地の歴史的語義について——在地造語と在地成語」（『日本史研究』四三九号99）。

(3) 平安遺文第二巻四六三、四六四号（以下、平遺二—四六三・四六四と略称）、なお今木庄と関係文書について、奈良国立博物館『国宝指定記念特別展・東大寺文書の世界』（99）図録解説参照。

(4) 平遺二—四六八 寛弘九年八月二七日 東大寺諸司解案 保坂潤治氏所蔵文書

(5) 本史料の「在地」説については、田村憲美「一〇、一一世紀における国衙支配の一樣相」（『民衆史研究』一八号80）注に概略的な整理がある。田村氏は、「ある田地が家地内に在ることを意味している」と説明して、「在地」の郷刀祢集団の認定を指摘している。

(6) 平遺二—四六五 寛弘九年三月二五日 雅慶書状 東大寺文書 以下一連の雅慶書状について、東大寺図書館より閲覧の便宜を賜った

(7) 平遺二—四六六 寛弘九年三月三〇日 雅慶下文案 東大寺文書

(8) 平遺二—三二六 大和国大岡中郷刀祢等解 関戸守彦所蔵文書

(9) 平遺二—三二三 高橋経二家地売券 関戸守彦所蔵文書

(10) 平遺二—三二四 高橋経二家地直稲請文 関戸守彦所蔵文書

(11) 平遺二—三二九 勧修寺別当家地充文 関戸守彦所蔵文書

(12) 泉谷康夫「公田変質の一考察」（59のち『律令制度崩壊過程の研究』72第六章に所収）

(13) 平遺四—一一九 大和国僧某家地売券 東大寺文書百合文書せ

(14) 平遺二—二四七 筑前国美作真生等治田売券案 東大寺文書

(15) 平遺二—二四八 天慶三年三月二三日 筑前国穂波郡司解案 東大寺文書

(16) 平遺二—二五〇 天慶三年五月六日 筑前国観世音寺牒案 東大寺文書

(17) 平遺二—二〇五 平田福刀自家地充文 根岸文書

(18) 平遺二—二六七 秦阿彌子解 関戸守彦所蔵文書

- (19) 平遺一―二五九・二六〇 大和国平忠信家地売券、同解 根岸文書
 (20) 金田章祐・石上英一・鎌田元一・栄原永遠男編『日本古代荘園図』(96) 所収、朱雷「唐宋二代の田籍と田図」、李泰鎮「韓国での結負法の伝統とその特質」参照。

また、金田章裕『古代荘園図と景観』(98)「一奈良時代の土地管理と小字地名的呼称」に、条里呼称法による土地表示が墾田永世私財法を画期として登場したこと。さらに、「三文脈論的視角とその構成」で、古地図研究方法の総括を試み荘園図の製作の背景に「土地制度・土地管理システム」の存在があることを指摘しており、いずれも本論の論旨とも関係が深い。ここでは公証制における田図の利用、条里プラン型所在表示の変遷などが今後の検討課題であると確認するに止めて後考を期しておきたい。なお、仁井田陞『唐宋法律文書の研究』第一章 売買文書、中村裕一『唐代公文書研究』四 敦煌発見の公式令規定外の公文書、などによれば、中国唐制下での土地売券に四至表示はあっても条里に該当する記載は見出されず、日本古代に類似した土地公証の所見に欠けるようである。荒川正晴氏からも御教示を得た。

- (21) 大日本古文書・家わけ第十八(東大寺文書之三) 東南院文書之三 大和国十市郡司売買地券文解
 (22) 平遺一―四 長岡京六条令解 大東急記念文庫文書
 (23) 平遺二―四六〇 寛弘八年二月 大僧正雅慶房帖案 東大寺文書
 (24) 平遺九―四六〇―一四六〇三 寛弘九年 僧雅慶書状 東大寺文書
 一二通の書状が伝存して領主の証判に寄せる考え方を示す貴重な例となっている。
 (25) 平遺一―二〇六 延喜一一年四月一日 東大寺僧慶賛愁状 薬師院文書
 (26) 平遺一―二〇八 按察使藤原有実家牒 東南院文書
 (27) 平遺一―二〇九、二一〇 延喜一三年五月一日、同八月二十九日 按察使藤原有実家牒 東南院文書
 (28) 平遺二―三四七 正暦二年三月二日 大和国使牒 東南院文書
 (29) 平遺二―三五〇 正暦二年三月二日 大和国使牒 東南院文書
 (30) 公家裁定・在地辨定の位置づけを考える上で、下向井龍彦「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続きについて」(史学研究一四八号⁸¹)が有用であるが、本論は公証制度の視点から立券文書を通覧することを目的としているため、公証と表裏の関係をなす訴訟制度については敢えて論及を避けた。ただ、ここで述べる公家裁定形式自体が前代以来続く公証制度に大きく依存していたことは氏の論旨からも伺うことができる。
- (31) 平遺二―四四〇 寛弘二年七月二十九日 散位藤原為賢公駿紛失状 保坂潤治氏所蔵文書
 (32) 平遺三―一三三二 承保三年九月三日 関白左大臣家政所下文 東大寺文書
 (33) 拙稿「在地所司について」(古代文化四八巻一号⁹⁶)
 (34) 平遺四―一〇二五 永保三年二月二十九日 伊賀国司解 東大寺文書
 (35) 平遺四―一七三八 天永元年二月一日 東大寺三綱注進状案 東大寺文書
 (36) 平遺五―一八一 永久二年二月二十六日 太政官牒 東寺文書

- (37) 平遺五—一八四九 永久四年正月二四日 平知信消息案 東寺百合文書ト
- (38) 平遺二—三五九 正暦五年九月九日 栄山寺牒 栄山寺文書
- (39) 国庁においては図帳による勘検がしばしば行われた。国衙が保管していた国図に注目した坂本賞三氏は、これに「基準国図」の名称を与えて免除領田制論の大きな傍証とされたことはよく知られている。（同氏『日本王朝国家体制論』第一編 前期王朝国家体制 第一章 免除領田制）私は図帳勘検が領主側の申請でなされたこと。申請に対して国庁として対応が義務づけられていたと思われることなどの諸点を考えると、これらを公証制度の一環として位置づけることも可能ではないかと考えている。
- (40) 平遺三—一一二二 承保二年二月二八日 官宣旨案 内閣文庫所蔵美濃国古文書
- (41) 平遺三—一一二七 承保三年二月一四日 美濃国司庁宣案 内閣文庫所蔵美濃国古文書
- (42) 平遺三—一一三五 承保三年一〇月一三日 伊賀国名張郡司并刀祢等解案 東大寺文書
- (43) 平遺三—一一三二 承保三年九月三日 関白左大臣家政所下文案 東大寺文書
- (44) 平遺三—一一三三 承保三年九月一〇日 大和高市郡司解案 東大寺文書
- 一一世紀にまで及ぶ郡司の存続理由を専ら国庁との関係からのみ把握しようとするのは無理があり、公証制度上における権門寺社と郡司の関係や郡司判のもつ意味を重視する必要があるように思う。
- (45) 平遺一—〇補六五 保延七年六月二三日 白河院庁下文案 九条家文書
- (46) 平遺四—一二九七 寛治五年七月 東寺別當時円請文案 東寺百合文書
- (47) 平遺一—一二七九 大和国都祁郷刀祢等解案 東大寺文書
- (48) 平遺一—一二七八 康保元年九月二三日 伊賀国名張郡司解 東大寺文書
- (49) 平遺二—五八八 藤原実遠公驗紛失状 東大寺文書
- (50) 紛失状については、相田二郎『日本の古文書・上』、佐藤進一『古文書学入門』参照。特に後者は紛失状の効力や事例の説明が明快であり、紛失状が土地財産に関するもので土地私有制や荘園制度とともに現れ、全社会秩序を保持する権力によって承認されること（権力の承認行為）が必要であるといった示唆に富む見解が示され、本論も多くの示唆をえた。
- (51) 平遺三—一〇九八 当麻三子所領売券 東南院文書
- (52) 平遺四—一一九八 永保二年二月 陽明門院庁下文 東大寺文書
- (53) 皆川完一「公驗唐櫃と東大寺文書」（『東京大学史料編纂所報七号』72）に記録所からの要請による文書整理について触れられる。
- (54) 平遺三—一〇四一 伊賀国司庁宣 東南院文書
- (55) 平遺三—一〇三九 延久元年八月二九日 筑前国嘉麻郡司解案 成巻本東大寺文書
- (56) 平遺四—一七五六 天永二年一月二二日 東大寺伊賀国黒田杣文書目録 松浦厚氏所蔵東大寺文書
- (57) 平遺四—一七三九 天永元年二月一三日 伊賀国名張郡司等勘注 東大寺文書
- (58) 平遺四—一七三八 天永元年二月一〇日 東大寺三綱注進状案 東大寺文書

- (59) 平遺六―二九〇五 記録莊園券契所勘注案 東大寺文書
- (60) 平遺四―一四九八 康和四年九月三日 東大寺政所下文 東大寺文書、平遺四―一六九三 天仁元年三月 東大寺政所下文 東大寺文書、平遺四―一七九五 天永四年五月一日 東大寺政所下文案 東大寺文書、平遺五―一九〇〇 元永二年八月三日 東大寺政所下文案 東大寺文書、平遺五―一九〇四 元永二年二月五日 東大寺政所下文案 東大寺文書、平遺五―二二六一 長承二年正月一七日 東大寺政所下文案 東大寺文書
- (61) 平遺七―三三三九 応保二年 伊賀国黒田莊出作中村矢川村文書送状 東大寺文書
- (62) 平遺七―三四六五 仁安三年五月二九日 伊賀国黒田莊出作文書目録 小杉楳村旧藏峰須賀家文書、平遺七―三七〇〇 安元元年八月七日 東大寺領莊園文書目録 東大寺文書
- (63) 平遺八―四〇〇一 伊賀国黒田莊玉瀧莊文書目録案 根津美術館所藏文書、平遺八―四〇〇二 伊賀国黒田莊玉瀧莊文書目録 東大寺文書
- (64) 上記 伊賀国黒田莊玉瀧莊文書目録案 根津美術館所藏文書
- (65) 平遺八―三九三二 治承四年一〇月 東大寺黒田莊文書目録 藥師院文書
- (66) 『伊賀国黒田莊史料二―二九三号 応保二年八月 東南院主恵珍送状 東大寺文書
- (67) 平遺五―二二九五 長承二年二月一七日 藤原忠実家政所下文 東南院文書、平遺五―二三〇六 長承三年一〇月 藤原忠実家政所下文 東南院文書
- (68) 平遺七―三四六五 仁安三年五月二五日 伊賀国黒田莊出作文書目録 東大寺文書
- (69) 『伊賀国黒田莊史料二―四二二号 建久九年三月一五日 東大寺文書請納文書目録 東南院文書
- (70) 平遺五―二二五九 長承二年正月一三日 権少僧都大神莊相博券案 東大寺文書
- (71) 平遺五―二二六一 長承二年正月一七日 東大寺政所下文案 東大寺文書

付記・本論文を執筆するにあたり、東京大学史料編纂所、東大寺図書館から史料閲覧の便宜を供せられた。また日本史研究会例会（'99年6月）で、田村憲美氏より（注2）論文に対して種々批判をいただいたが、拙稿は田村氏への回答という一面ももっている。